

1 開園時間

午前9時～午後10時（退園時間）

※夜間の専用使用がない場合は午後7時で閉園となります。

2 休園日

毎月第2木曜日（第2木曜日が祝祭日の場合は翌日）、1月1日

3 使用区分

(1) 午前9時から午後6時の専用使用

区 分	使 用 者
あそびの大ホール	保育所、幼稚園、認定こども園、子育て関連事業者、子育て支援団体（育児サークル、読み聞かせやおはなしクラブ等）に限ります。
たもくてきルーム	

※土曜日、日曜日、祝祭日、学校の長期休業の期間（①7月20日から8月20日
②12月20日から1月10日③3月20日から4月10日）は専用使用できません。

(2) 午後6時から午後10時の専用使用

区 分	使 用 者
あそびの大ホール	一般市民団体（町内会、子供会、スポーツ少年団、クラブ活動団体等）
たもくてきルーム	

※施設の休園日及び年末年始（12月29日から1月3日）の短縮開園日等は専用使用できません。

4 申込み方法

(1) 使用する日の3ヶ月前の月の初日より直接来園または電話にて予約ができます。

(2) 直接来園した方を優先に先着順で受け付けします。

※申込み時の混雑を避けるため、抽選などの対応をする場合があります。

(3) 使用日の10日前までに施設受付にて使用許可申請の手続きを行い、使用料の支払いを行ってください。

※使用日の10日前までに申請手続きおよび使用料の支払いがなされない場合は予約を取消しさせていただきます。

(4) 申請手続き後に変更及び取消しをする場合、使用日の10日前までに施設受付にて、使用許可変更・取消しの手続きを行ってください。

※これ以降の変更・取消しの場合、使用料等の還付はできません。

5 受付時間

午前9時～午後6時まで

6 使用回数等

1団体につき月4回まで使用できます。

※1度に申し込みできる回数は4回までとします。

7 使用料等

【1時間ごと】

区 分		使用料	冷暖房料
あそびの大ホール	全面使用	1,400円	1,300円
	2分の1面使用	700円	
たもくてきルーム		200円	100円

※冷暖房料は使用した場合にお支払いいただきます。

※高校生以下の方が半数を超える団体の場合、減免申請によりそれぞれの額の半額となります。

※障がい者の施設使用料等を無料とする条例（平成18年市条例第3号）第2条に規定する障がい者がおおむね半数を超える団体と認められるとき免除となります。

8 使用の制限

次の目的での使用はできません。該当することが判明した場合はその時点で使用許可を取り消します。

(1) 営利を目的とするとき。そのおそれのあるとき。

※物品の販売やサービスの提供等全ての営業活動はできません。

(2) 特定の政党の利害に関する行為を行うとき。

(3) 宗教団体や宗教に関連するとき。

(4) 使用目的が公序良俗を冒すおそれがあるとき。

(5) その他園長が不相当と認めた場合。

9 専用使用の留意事項

- (1) 使用する際は、必ず、山形市児童遊戯施設使用許可証兼領収証（以下許可証という）を受付に提示してください。使用終了確認票をお渡しします。
また、許可証に記載された事項の変更・取消の際は、この許可証が必要となりますので、大切に保管してください。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与することはできません。
- (3) 使用後は机、イスなどの備品を元に戻し、清掃と整理整頓を行ってください。（使用者による原状回復が原則です。）
- (4) お帰りになる前に、使用終了確認票を受付に提出し、確認を受けてください。
- (5) ゴミ類は持ち帰りをお願いします。
- (6) 敷地内での喫煙・飲酒はできません。
- (7) 施設内での飲食は指定の場所をお願いします。
- (8) 駐車場及び施設内における事故、盗難等については責任を負えませんが事故防止には万全を期してください。
- (9) 昼間（午前9時から午後6時）の使用の場合は次のことに注意してください。
 - ・幼児（小学校入学前のお子さま）の使用となりますので、必ず保育責任者を付け、事故のないようにしてください。
 - ・使用後は、遊具等を元の場所へ戻してください。
- (10) 施設、附属設備等を破損又は紛失したときは速やかに事務室に連絡ください。その内容によりましては、相当額の賠償をお願いいたします。

10 その他

ご不明な点は、どうぞお気軽にべにっこひろばへお問い合わせください。

専用使用ご利用

案内



山形市児童遊戯施設べにっこひろば

〒990-0815 山形市樋越22番地

TEL 674-0220 / FAX 674-0221